



2019年5月21日

各 位

会 社 名 **株式会社 ケーズホールディングス**
 代 表 者 名 代表取締役社長 平 本 忠
 (コード番号 8282 東証一部)
 問 合 せ 先 専 務 取 締 役 鈴 木 一 義
 経 営 企 画 本 部 長
 T E L 0 2 9 - 2 1 5 - 9 0 3 3

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2019年6月26日開催予定の第39回定時株主総会に、下記のとおり「定款の一部変更の件」について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社は、経営環境の変化に迅速に対応できる体制を整えるとともに取締役会の監督機能の強化を図るため、業務執行の決定権限を取締役に委任し、経営の意思決定の迅速化および経営の効率化に取り組むことによりコーポレート・ガバナンスの充実と企業価値の向上を図ることを目的とし、監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行います。

また、取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議によって法令の定める範囲で責任を免除することができるよう規定の変更を行います。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(機 関)	(機 関)
第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) 監査役	(2) <u>監査等委員会</u>
<u>(3) 監査役会</u>	(削 除)
(4) 会計監査人	(3) 会計監査人
(省略)	(省略)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第19条 当社の取締役は<u>20名以内とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p style="text-align: center;">2. ～ 3. (条文省略)</p> <p>(任 期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ、取締役会長 1 名及び取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p style="text-align: right;">(省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第19条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。)</u> は15名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">2. 当社の監査等委員である取締役は 5 名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p style="text-align: center;">2. ～ 3. (現行どおり)</p> <p>(任 期)</p> <p>第21条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">4. <u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、該当予選に係る決議後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u> の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u> の中から取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ、取締役会長 1 名及び取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役及び監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>(省略)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第27条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>(取締役会規程)</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(取締役会規程)</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して</u>定める。</p>
<p>(社外取締役の責任限定契約)</p> <p>第29条 (新 設)</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が定める額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役(取締役であったものを含む。)の会社法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、<u>同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が定める額とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 5 章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p>(員 数)</p> <p>第30条 <u>当社の監査役は4名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第31条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> <u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任 期)</p> <p>第32条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第33条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第34条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第35条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第36条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第37条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(社外監査役の責任限定契約)</p> <p>第38条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が定める額とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第31条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第32条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の決議の方法)</p> <p>第33条 <u>監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることできる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第34条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
第 6 章 会計監査人	第 6 章 会計監査人
第39条～第40条 (条文省略) (報酬等) 第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査役会</u> の同意を得て定める。	第35条～第36条 (現行どおり) (報酬等) 第37条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査等委員会</u> の同意を得て定める。
第 7 章 計 算	第 7 章 計 算
第42条～第44条 (条文省略)	第38条～第40条 (現行どおり)

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 : 2019年6月26日

定款変更の効力発生日 : 2019年6月26日

以上